

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 協和調剤薬局（指定居宅サービス事業者）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という。）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、協和調剤薬局 上の原支局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 指導にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者及び家族等の介護者に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいような指導及び説明に努める。
3. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
4. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

(指定居宅療養管理指導の種類)

第3条 当事業所が行う業務は、薬剤師が行う居宅療養管理指導とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師が行う居宅療養管理指導等の提供にあたっては、医師及び歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者の ADL や QOL に及ぼしている影響を確認し、適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等及び必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。なお、当事業所において緊急その他やむを得ない事由により、業務の実施が困難となる場合には、協和調剤薬局 本局（サポート薬局）が実施する。

(従業員の職種、員数)

第5条

1. 従業員について

- ・ 居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配属する。
- ・ 従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
- ・ 従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導を行う利用者数及び保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

- ・ 常勤の管理者1名を配置する。

(営業日および営業時間)

第6条

1. 原則として、営業日及び営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月30日～1月3日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後6時00分、土曜日午前9時00分から午後13時00分とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も提示する。

(通常の事業の実施地域)

第7条

1. 通常の実施地域は、桜川市、筑西市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第8条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・ 処方箋による調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・ 薬剤服用歴の管理
 - ・ 薬剤師の居宅への配送
 - ・ 居宅における薬剤の使用・保管・管理に関する助言指導
 - ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ ADL, QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・ 使用薬剤、用法、用量等に関する医師等への助言
 - ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とのその評価
 - ・ 病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導
 - ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

(利用料 その他の費用の額)

第9条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの

内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復の交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

片道	0 k m ~ 1 0 . 0 k m	0 円
片道	1 0 . 1 k m ~ 1 5 . 0 k m	0 円
片道	1 5 . 1 k m ~	0 円

(緊急時等における対応方法)

第 1 0 条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡を行う等の対応を図る。

(その他の運営に関する重要事項)

第 1 1 条

1. 協和調剤薬局 上の原支局は、社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図る為定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等で利用者に直接係わる関係者に対して、療養上特に必要な情報を提供しなければならない場合は、必要最小限の範囲内で使用する。
5. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、適宜協議の上、定めるものとする。

令和 7 年 5 月 1 日 改定